

答 申 第 1 3 4 号
(諮 問 第 1 3 6 号)

令和 7 年 (2025 年) 7 月 29 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 5 年 (2023 年) 8 月 1 日付け鎌総第 1219 号で諮問のあった
下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和4年（2022年）10月14日付で、審査請求人が行政文書公開請求した「令和2年8月28日 関係機関等打合せの内容より、下記について公開請求する。1、『事業評価監視委員会において、都市再生事業実施基準に適合しているか』に係する文書 2、事業評価監視委員会を開催に関し、役割分担と独立行政法人都市再生機構業務方法書に基づく地方公共団体からの要請」^{ママ}に係する文書 3、UR都市機構に施行をお願いする可能性もあるので、引き続きこのメンバーで調整していくことでよいか、とある。調整した関係する文書」について、実施機関鎌倉市長が令和5年（2023年）2月14日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は妥当ではなく、改めて対象文書を特定し、決定を行うべきである。

2 審査請求の経緯と主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は令和4年（2022年）10月14日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和2年8月28日 関係機関等打合せの内容より、下記について、公開請求する。1、村岡・深沢地区の土地区画整理事業について、UR都市機構が施行者になる場合の手続き等に関する一切の文書 2、UR都市機構に施行をお願いする可能性もあるので、引き続き調整した資料、記録類の一切の文書」（以下「当初請求内容」という。）に係る行政文書公開請求を行った。

イ 当初請求内容に係る補正について

実施機関は、当初請求内容を確認したところ、「請求する文書の内容」欄（以下「内容欄」という。）に形式上の不備があると判断し、別表1のとおり審査請求人に対して補正を求めた。

審査請求人は、実施機関から求められた内容欄の補正の求めに応じ、「令和2年8月28日 関係機関等打合せの内容より、

下記について公開請求する。１、『事業評価監視委員会において、都市再生事業実施基準に適合しているか』に関する文書
２、事業評価監視委員会を開催に関し、役割分担と独立行政法

人都市再生機構業務方法書に基づく地方公共団体からの要請」^{ママ}
に関する文書　３、UR都市機構に施行をお願いする可能性もあるので、引き続きこのメンバーで調整していくことでよい
か、とある。調整した関係する文書」（以下「本件請求内容」という。）に請求内容を修正した。

しかしながら、実施機関は、本件請求内容では記載が不十分であり、形式上の不備の解消に至らないと判断し、再度補正を依頼した。これに対して審査請求人は補正をしない旨、回答したことから、実施機関は審査請求人に補正をしないことの意向確認を行った。実施機関と審査請求人のやりとりについては別表２のとおりである。

ウ 本件処分について

実施機関は、本件請求内容に形式的な不備があるとして、令和５年（２０２３年）２月１４日付けで行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

エ 審査請求書の提出

審査請求人は本件処分に対し、令和５年（２０２３年）３月１５日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すのと裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和５年（２０２３年）３月１５日付けで提出した審査請求書、同年５月１５日付けで提出した反論書及び同年６月３０日付けで提出した再反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人による口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関は、審査請求人に内容欄の補正を求めた際、補正の参考となる情報の提供に努めたと説明するが、審査請求人は補正の参考となる情報の提供を受けていない。

イ 実施機関は、条例を公正かつ正確に運用していない。

ウ 実施機関は、村岡・深沢地区土地区画整理事業、事業計画に関する説明会を開催しており、独立行政法人都市再生機構と事業内容に関する会議等を実施しない限り、独立行政法人都市再生機構が独断で説明会を開催することはできない。

3 実施機関の行政文書公開拒否決定理由説明要旨

令和5年（2023年）4月27日付けで提出された弁明書及び同年6月19日付けで提出された再弁明書及び令和7年（2025年）4月14日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明によると、実施機関が行政文書公開拒否決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、公開請求の参考になる情報の提供は受けていないと主張しているが、行政文書公開請求書に記載された内容に対し、実施機関が公開すべき文書の特定につながるよう明確にするため受付の際、口頭による聴き取りを依頼したが、審査請求人は応じなかった。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し、別表1のとおり請求内容を確認するため、文書で確認を行った。
- (3) 実施機関は、審査請求人に対して文書で確認を行う際には、条例第5条第1項第2号に定める「行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足る事項」の記載が必要であること、「詳細、一切、一式、等」といった表現を用いないよう例示し、情報提供を行った。
- (4) 本件請求について、計2回の補正依頼を行ったところ、1回目に補正の回答を受けたものの行政文書の特定には至らず、2回目の補正依頼に対しては補正しない意向を受けた。こうしたことから更に補正に係る意向確認を行ったところ、補正の意向がないとの回答を受けた。
- (5) 実施機関は、審査請求人の請求内容について、条例第5条第1項第2号の規定を満たしていないと判断したこと、情報公開ハンドブック42ページの「請求者が補正に応じない意思を明確にした場合は、請求拒否決定をすることとし、行政文書公開拒否決定通

知書（任意様式）により請求者に通知します。」に基づき、本件処分を行った。

- (6) 審査請求人は反論書において独立行政法人と打合せを実施しない限り同法人が独断で説明会を行うことはできないと主張しているが、公開請求時に公開すべき行政文書として特定できるものではない。以上のことから、本件処分は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件請求等について

本件請求は「令和2年8月28日 関係機関等打合せの内容より、下記について公開請求する。1、『事業評価監視委員会において、都市再生事業実施基準に適合しているか』に関係する文書 2、事業評価監視委員会を開催に関し、役割分担と独立行政法人都市再生機構業務方法書に基づく地方公共団体からの要請^ア」に関係する文書 3、UR都市機構に施行をお願いする可能性もあるので、引き続きこのメンバーで調整していくことでよいか、とある。調整した関係する文書」の公開請求である。

実施機関は、本件請求内容について、形式上の不備があるとして条例第5条第1項第2号の規定を満たしておらず、かつ、行政手続条例第6条の規定による要件を欠く請求として、本件処分を行った。

審査請求人は、反論書及び再反論書において、必要な情報提供がされなかった等として、本件処分は不当であると主張する。

そこで、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

(2) 本件請求内容文書の特定について

ア 公開請求書に記載を求められる「行政文書を特定するに足りる事項」（条例第5条第1項第2号）は、実施機関が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載を要するものと解される。

イ 実施機関は、1 回目の補正依頼で審査請求人から請求内容を「令和 2 年 8 月 28 日 関係機関等打合せの内容より、下記について公開請求する。1、『事業評価監視委員会において、都市再生事業実施基準に適合しているか』に関係する文書 2、事業評価監視委員会を開催に関し、役割分担と独立行政法人都市再生機構業務方法書に基づく地方公共団体からの要請^{ママ}」に関係する文書 3、UR 都市機構に施行をお願いする可能性もあるので、引き続きこのメンバーで調整していくことでよいか、とある。調整した関係する文書」と回答を得たが、行政文書の特定には至らなかったと説明する。

ウ 本件請求内容は、抽象的・一般的な事項を記載したものではなく、一定程度個別的・具体的なものであると認められる。

また、当審査会が UR 都市機構のホームページを確認したところ、令和 5 年度第 3 回事業評価監視委員会において村岡・深沢地区についての審議がなされており、村岡・深沢地区については令和 2 年度に検証され、検証結果に対する事業評価監視委員会の評価は適合との記載が認められた。したがって、当該事項に関連して実施機関が保有する行政文書が本件請求対象文書であることを推認することができる。

エ そうすると、本件請求内容は、少なくとも実施機関にとって、審査請求人が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載となっており、対象となる行政文書の特定は可能であったと判断せざるを得ない。

オ 実施機関は本件処分内容は行政文書の特定には至らず、また、審査請求人は本件請求内容を補正しない意向を受けたことから、本件処分を行ったと説明する。

確かに、審査請求人は実施機関による再度の補正の求めに対し、これに応じない意思を明確に示してはいるが、上記のとおり、第 1 回の補正の求めに応じて修正された本件請求内容は十分に具体的・個別的な記載であって、これに形式的な不備があるとした本件処分は妥当とはいえない。

よって、実施機関は、改めて対象文書を特定し、決定を行うべきである。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

実施機関の補正依頼の経過

	依頼日
第 1 回補正依頼	令和 4 年（2022 年）11 月 24 日付け鎌深地第 550 号
第 2 回補正依頼	令和 4 年（2022 年）12 月 16 日付け鎌深地第 618 号
補正意向確認	令和 5 年（2023 年）1 月 19 日付け鎌深地第 691 号

別表 2

審査請求人の回答の経過

	審査請求人 回答日	審査請求人の回答
当初請求内容		令和 2 年 8 月 28 日 関係機関等打合せの内容より、下記について、公開請求する。 1、村岡・深沢地区の土地区画整理事業について、UR 都市機構が施行者になる場合の手続き等に関する一切の文書 2、UR 都市機構に施行をお願いする可能性もあるので、引き続き調整した資料、記録類の一切の文書
第 1 回 補正依頼	令和 4 年 （2022 年） 11 月 27 日	令和 2 年 8 月 28 日 関係機関等打合せの内容より、下記について公開請求する。 1、「事業評価監視委員会において、都市再生事業実施基準に適合しているか」に関する文書 2、事業評価監視委員会を開催に関し、役割分担と独立行政法人都市再生機構業務方法書に基づく地方公共団体からの要請 ^{ママ} に関する文書 3、UR 都市機構に施行をお願いする可能性もあるので、引き続きこのメンバーで調整していくことでよいか、とある。 調整した関係する文書

第 2 回 補正依頼	令和 4 年 (2022 年) 12 月 22 日	補正はしません。
意向確認	令和 5 年 (2023 年) 1 月 27 日	補正はしません。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日		内 容
R	4 / 10 / 14	行政文書公開請求書が提出される
	11 / 24	行政文書公開請求 補正依頼書
	11 / 30	補正内容等回答書 (11/27 付け)
	12 / 16	行政文書公開請求 再補正依頼書
	12 / 26	補正内容等再回答書 (12/22 付け)
	5 / 1 / 19	行政文書公開請求 補正意向確認書
	1 / 31	補正意向回答書 (1 /27 付け)
	2 / 14	行政文書公開拒否決定通知書
	3 / 15	審査請求書が提出される (処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課)
	4 / 27	処分庁が審査庁に弁明書を提出
	5 / 15	審査請求人が審査庁に反論書を提出
	6 / 19	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
	6 / 30	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
	8 / 1	審査会に諮問
	7 / 4 / 14	第 165 回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
	5 / 20	第 166 回審査会で審議
	6 / 13	第 167 回審査会で審議
	7 / 4	第 168 回審査会で審議
	7 / 29	答申 (答申第 134 号)